

藤沢市就労準備支援事業審査採点表

事務局  
記入欄

審査内容	審査項目		審査の視点	審査の基準	配点	採点
法人の適格性	1	法人の適格性	①法人概要	法人の定款及び規約等、直近の実施状況など、本事業を継続的に行う上で、十分な運営基盤を有しているか。	5	
			②包括的な支援体制の構築に対する方針	包括的な支援体制の構築に積極的に貢献する方針や姿勢が見受けられるか。	5	
小計10点(最高)						
事業実績	2	事業実績	①同種事業の実績 【事務局審査】	平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法施行後に就労準備支援の事業実績などを有し、これまでの実績が当該業務にも応用できるか。	5	
小計5点(最高)						
事業概要	3	事業の基本方針	①就労準備支援事業に対する基本方針、事業計画	就労準備支援事業の目的を正しく理解し、計画されているか。適切な事業運営が見込まれるか。	5	
			②事業開始までのスケジュールの計画性	事業開始までのスケジュールを適切に予定しているか。4月1日までの事業開始は可能であるか。	5	
小計10点(最高)						
事業概要	4	実施方法	①生活自立支援に対する基本方針、事業計画	社会生活を営む基本的な生活習慣が不十分である者に対し生活習慣を整えることが可能なものとなっているか。	10	
			②社会自立支援に対する基本方針、事業計画	社会参加のための支援が必要な者に対し、就労の前段階として必要な社会的能力を身につけることが可能なものとなっているか。	10	
			③就労自立支援に対する基本方針、事業計画	一般就労に向けた実践的支援が必要な者に対し、一般就労に向けた具体的な準備が可能なものになっているか。	10	
			④就労体験先の開拓に対する基本方針、事業計画	就労体験を行える企業や事業所の開拓が可能であり、かつ効果的な事業計画か。	10	
			⑤求職活動支援及び職場定着支援に対する基本方針、事業計画	求職を希望している者に対し、求職活動の準備や職場定着の支援ができる内容となっているか。	10	
			⑥関係機関との連携の仕方	自立相談支援機関や福祉事務所、職業安定所、就労関連施設等と適宜連携の取れる体制がとれているか。	10	
小計60点(最高)						
事業概要	5	職員等配置体制	①職員体制 【事務局審査】	就労準備支援担当者は開所時間において適切に対応できる人数を配置しているか。	5	
			②就労準備支援担当者の資格 【事務局審査】	就労準備支援担当者業務を実施するうえで必要な資格を有する者を配置しているか。	5	
			③職員等の指導・研修等の実施体制	職員及びボランティアに対する研修等の実施に向けて、適切な実施体制や研修計画を予定しているか。	5	
小計15点(最高)						
6	施設運営概要	①実施場所の立地条件や設備について	対象者がわかりやすい表示や場所での実施をしているか。自転車又は公共交通機関で容易かつ安全に通える場所にあるか。相談スペースを適切に確保しているか。	5		
小計5点(最高)						
事業概要	7	利用者ニーズの把握	①利用者への周知・啓発の方法	本事業の利用に向けて効果的な周知方法による利用者増加に向けた工夫が提案されているか。	5	
			②利用者の意見聴取・反映の仕方	利用者の意見を適正に聴取し、事業に反映するための取組が提案されているか。	5	
小計10点(最高)						
事業費	8	価格	①価格の競争性 【事務局審査】	市が提案する上限額の範囲内で、最小限の経費での提案となっているか。	10	
小計10点(最高)						
その他	9	その他	①自由提案	独自の提案の業務実施について、実現可能性があり、対象者への支援にさらなる効果が期待できるものとなっているか。	5	
小計5点(最高)						
合計130点(最高)						合計採点数